条件付一般競争入札

入札説明書

公立大学法人福島県立医科大学

目　　次

Ⅰ　入　札　説　明　書

１　入札について　・・・

入　札　説　明　書

１　入札について

⑴ 入札書及び見積内訳書の参考様式は別添のとおり。

⑵ 見積内訳書の作成について

ア　見積内訳書への値引き表示は認めていないので、金額を引き下げた場合は、引き下げをした後の金額(単価)で見積金額を記載すること。また、一万円以上の金額をまるめ金額として引き下げている場合は、見積金額の誤計算とみなすので注意すること。

イ　見積内訳書は、金抜設計書における種別レベルまでの工種について記載することとなるが、金抜設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載すること。

なお、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、一式表示を認める。

⑶ 入札参加不適格理由の請求

ア　入札参加不適格の通知を受けたものは、条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する理由説明請求書により、その理由について説明を求めることができる。

イ　アにより説明を求める場合は、通知を受けた日から起算して３日以内に書面により提出しなければならない。

ウ　イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して６日以内に書面により回答するものとする。

⑷ 落札候補者が入札参加資格確認書類を提出しない場合等の取扱

落札候補者が、入札公告８⑵に定める期限内に入札参加資格確認書類を提出しないとき、虚偽の入札参加資格確認書類を提出したとき又は入札執行権者が入札参加資格確認のために行う指示に従わないときは、当該候補者のした入札は、入札参加資格がない者がした入札とみなす。

⑸ 入札書の無効

入札公告６⑶①における無効な入札書は、次のいずれかに該当する入札書とする。

ア　入札書等を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、かつ、入札公告で示した提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送されなかった入札書

イ　入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日

以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

ウ　入札公告で示した提出先以外に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札に間に合うものを除く。）

エ　外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど開札前に入札参加者が特定できない入札書

オ　中封筒 、入札書等の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書

カ　同一の入札参加者が２通以上提出した入札書

キ　中封筒に入っていない入札書

ク　虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書

ケ　入札公告、入札説明書において示した入札条件に違反して入札した入札書

コ　入札参加資格のない者が入札した入札書

サ　鉛筆書きによる入札書

シ　金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

ス　あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

セ　日付がない又は公告日若しくは通知日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書

ソ　工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書

タ　工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告又は指名通知書と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

チ　入札執行者が求めた入札書等の全部または一部を提出しない者が入札した入札書

ツ　入札書等 の工事価格 が一致しない入札書

テ　入札書等 が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書

ト　談合の事実が確認された場合の入札書

ナ　談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた入札書

⑹ その他

ア　本入札に関する書類は、原則としてＡ４版によること。

イ　提出書類に虚偽の記載をした場合には、公立大学法人福島県立医科大学建設工

事等入札参加資格制限措置要綱（平成２１年１０月２９日理事長制定）に基づき、入札参加資格制限を行うことがある。

ウ　経営事項審査について

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３及び建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１８条の２の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。

エ　暴力団排除に関する誓約事項について

入札公告３(8)について、該当しない者であることを誓約するため、入札の際に承諾しなければならない誓約事項を別紙１「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり定めたので、入札書の提出をもって誓約すること。

２　開札について

(1) 開札には、当該入札事務に関係のない法人職員を立ち会わせる。

(2) 入札公告７(3)③のくじは、別紙２「郵便入札におけるくじ」の方法により行う。

３　契約の保証について

落札者は、入札公告の２(9)に定める契約保証金の納付を行い、又は契約保証金の納付の免除を受けようとする場合には、工事請負契約書案の提出とともに、以下の(1)から(5)のいずれかの書面を提出又は提示しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金領収書等の提示

ア　金融機関に契約保証金に相当する金額を振り込んだ場合には、金融機関が発行する受取書その他の払込を確認できる書類を提示すること。

イ　請負契約の変更により、契約保証金額が変更される場合には、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）の指示に従うこと。

ウ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して、法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　請負者は、法人へ工事目的物を引き渡した後、契約保証金の払渡を求める旨の請求をすること。

⑵ 契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

ア　契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及びその担保価額は、次のいずれかに限るものとする。

(ｱ) 福島県債証券　　額面金額

(ｲ) 国債証券　　額面金額の１０分の８

イ　保管有価証券領収書は、法人に契約保証金の金額に相当する担保価額の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ　上記アの有価証券が記名証券の場合は、その払込の際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ　請負契約の変更により、契約保証金額が変更される場合には、法人の指示に従うこと。

オ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して、法人に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ　請負者は、法人へ工事目的物を引き渡した後、有価証券及び添付書類の払渡を求める旨の請求をすること。

⑶ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

ア　債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和２９年法律第１９５号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

イ　保証書のあて名の欄には、「公立大学法人福島県立医科大学理事長　竹之下誠一」と記載するように申し込むこと。

ウ　保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ　保証書上の保証に係る工事の名称の欄には、工事請負契約書に記載される工事

名が記載されるように申し込むこと。

オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ　保証期間は、工期を含むものとすること。

キ　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとすること。

ク　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱については、法人の指示に従うこと。

ケ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ　請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、法人へ工事目的物を引き渡した後に、法人から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

⑷ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保険金額を限度として債務の履行を保証することを約した証券をいう。

イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「公立大学法人福島県立医科大学理事長　竹之下誠一」と記載するように申し込むこと。

ウ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ　保証金額は、請負代金額の１００分の１０の金額以上とすること。

オ　保証期間は、工期を含むものとすること。

カ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱については、法人の指示に従うこと。

キ　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して法人に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑸ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

ア　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する

保険である。

イ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ　保険証券の宛名の欄には、「公立大学法人福島県立医科大学理事長　竹之下誠一」と記載するように申し込むこと。

エ　証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ　保険金額は、請負金額の１００分の１０の金額以上とすること。

カ　保険期間は、工期を含むものとすること。

キ　請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、法人の指示に従うこと。

ク　請負者の責めに帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第２３４条の２第２項の規定を準用して法人に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

４　請負契約における留意事項

⑴ 工事の着手時期

契約締結の日から７日以内において法人が指定する日とする。

⑵ 建設業退職共済組合への加入

建設業者は、建設業退職共済組合に加入すること。

⑶ 建設労働者の休業

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

⑷ 現場代理人等届

請負者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から５日以内に経歴書を添付して法人に提出すること。

⑸ スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア　全体スライド条項に基づく請負代金額の変更

福島県工事請負契約約款（平成８年３月２９日付け８財第１７５号総務部長依命通達）第２６条第１項に定める請負代金額の変更は、残工事の工期が２箇月以上あり、かつ法人又は請負者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象工事となる残工事（請負者の責めにより遅延していると認められる残工事は

含まない。）は、同項の請求があった日から起算して１４日以内に監督員が確認する。

イ　単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第２６条第５項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が２箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が２箇月未満の工事についてはこの限りでない。）、かつ法人又は請負者の請求があったときに行うこととする。

また、法人又は請負者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

ウ　インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第２６条第６項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が２箇月以上あり、かつ法人又は請負者の請求があったときに行うこととする。

また、法人又は請負者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

⑹ 不可抗力による損害の負担

約款第３０条第３項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第４項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、１回の損害額が当初の請負代金額の１００分の１に満たないものは損害額に含めないものとする。

⑺ 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付す場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱（昭和５７年４月１日福島県制定。以下「要綱」という。）を遵守すること。

⑻ 監理技術者

工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

別紙１

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

３　役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関係を有している。

４　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

５　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別紙２

郵便入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、最低価格又は第2番目以下において同額の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

１．入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（０００～９９９）を記入する。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下３桁の数値が記載されたものとみなす。

２．くじの手順

⑴ 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（０、１、２…）を付与する。

⑵ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

⑶ 上記⑵の計算結果による余りと一致した上記⑴のくじ番号の入札参加者を最上位とする。

⑷ 最上位のくじ番号に１を足したくじ番号の入札参加者を２順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に１を足したくじ番号が存在しない場合には、０のくじ番号の入札参加者を２順位とする。

⑸ ３順位以下は⑷の規定に準じて順位を決定する。

（例）入札参加者３名が同額入札の場合

⑴ 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設　（有資格者コード　１００９８００２１）……　くじ番号　０
福島建設　（有資格者コード　１００９８０１４２）……　くじ番号　１
福島組　　（有資格者コード　１００９８２２９３）……　くじ番号　２

⑵ くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

杉妻建設　（くじの数　０７２）　　合計（０７２＋１２３＋４５２＝６４７）
福島建設　（くじの数　１２３）
福島組　　（くじの数　４５２）　　余り（６４７÷３＝２１５…余り２）

⑶ 順位の決定

最上位は、余りの２と一致するくじ番号である福島組

２順位は、２＋１＝３のくじ番号が存在しないので、くじ番号０の杉妻建設

（３順位は、０＋１＝１と一致するくじ番号である福島建設）

（公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札用）

入　札　書

※１

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱

円也

工 事 名

工事番号

工事箇所

くじの数　　※２

上記のとおり入札いたします。

年　　月　　日

※３　　住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

公立大学法人福島県立医科大学

理事長　竹之下　誠一　　様

（※１）アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「￥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

（※２）同額入札による「くじ」に使用する。０００～９９９までの３桁の任意の値を記入すること。１桁や２桁の数字を記入する場合は必ず空欄に０（００１や０１２のように）を記載すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、福島県の有資格者コードの下３桁の数値が記載されたものとみなす。

（※３）入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任者の住所、名称等を記載し、押印すること。

公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札（見積内訳書様式）

見　積　内　訳　書

工　事　名	
工　事　番　号	
商号又は名称	

費目・工種・施工名称など		数　量	単位	単　価	金　額	備　考

※　見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。　　（　　ﾍﾟｰｼﾞ/　　ﾍﾟｰｼﾞ）

※　設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

公立大学法人福島県立医科大学条件付一般競争入札（見積内訳書様式）

見　積　内　訳　書(記載例)

工　事　名	○○○工事
工　事　番　号	第○○－○○○－○○○○号
商号又は名称	○○建設株式会社

費目・工種・種別など	数　量	単位	単　価	金　額	備　考(記載上注意すべき点)
(例)本工事費					
道路工					
切　土	1,000	m3	900	900,000	**切抜き設計書における種別レベルまでの工種について記載する。なお、種別レベル以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。**
盛　土	800	m3	1,500	1,200,000	
擁壁工	200	m2	7,000	1,400,000	
・					
・					
直接工事費				10,000,000	**共通仮設費、現場管理費、一般管理費に計上する内容は、土木工事標準積算基準(公表)によるものとする。(率計上も可とする。)** **なお、値引き等については、記載しない。**
共通仮設費	1.0	式		1,000,000	
純工事費(直接工事費＋共通仮設費)				11,000,000	
現場管理費	1.0	式		3,000,000	
工事原価(純工事費＋現場管理費)				14,000,000	
一般管理費	1.0	式		2,000,000	
工事価格(工事原価＋一般管理費)				16,000,000	**工事価格は入札書の金額と一致させること。**

※　見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。　　(　　ページ/　　ページ)

※　設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

様式第２号（第６条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年　　月　　日

公立大学法人
　福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　□
電話番号
（作成担当者　　）

工事番号：
工事名称：
下記事項について、質問しますので、回答願います。

質問番号	質　　問　　事　　項

様式第３号（第６条関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

年　　月　　日

公立大学法人

福島県立医科大学　理事長　印

工事番号：
工事名称：
下記事項について、質問がありましたので、回答します。

質問番号	質　　問　　事　　項

質問番号	回　　答

様式第５号（第１９条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

年　　月　　日

公立大学法人
　福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　□
電話番号
（作成担当者　　）

年　　月　　日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工　事　番　号	
工　　事　　名	
送付する書類の件名	

様式第７号（第２１条関係）

条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する

理由説明請求書

年　　月　　日

公立大学法人
　福島県立医科大学　理事長　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　□
電話番号
（作成担当者　　）

工事番号	第　　号
工　事　名	
理由の説明を求める理由	